

別表十九の記載の仕方

- 1 この申告書は、普通法人が法人税及び地方法人税の中間申告（仮決算による中間申告を除きます。以下1において同じです。）又は中間申告に係る修正申告をする場合に記載します。
- 2 「法人税額の計算」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「月数換算」の欄の分子の空欄には、当該事業年度開始の日から法第71条第1項《中間申告》に規定する6月経過日（(2)において「6月経過日」といいます。）の前日までの期間の月数を記載します。
 - (2) 「修正・更正・決定の年月日」の欄は、6月経過日の前日までに最後に修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定（国税通則法第25条《決定》の規定による決定をいいます。以下この記載要領において同じです。）の通知のあった日を記載します。
 - (3) 前事業年度に措置法第62条第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、「同上のうち土地譲渡税額及び税額控除超過額相当額等の加算額」の欄には、前事業年度の別表一「9」の外書の金額を加えた金額を記載します。
- 3 「地方法人税額の計算」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「月数換算」の欄の分子の空欄には、当該課税事業年度開始の日から地方法人税法第16条第1項《中間申告》に規定する6月経過日（(2)において「6月経過日」といいます。）の前日までの期間の月数を記載します。
 - (2) 「修正・更正・決定の年月日」の欄は、6月経過日の前日までに最後に修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定の通知のあった日を記載します。
 - (3) 「同上のうち税額控除超過額相当額の加算額等」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のうち2以上の場合に該当する場合には、当該2以上の場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額）を記載します。
 - イ 前課税事業年度に地方法人税法第12条第9項《外国税額の控除》の規定の適用がある場合 前課税事業年度の別表六（二）付表六「14の計」の金額
 - ロ 前課税事業年度の基準法人税額に措置法第42条の4第8項第6号ロ又は第7号《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の規定により加算された金額がある場合 前課税事業年度の別表六（九）付表「32」及び「37」、別表六（十）付表「29」及び「34」並びに別表六（十二）付表二「19」及び「24」の金額の100分の10.3に相当する金額
 - ハ 前課税事業年度の基準法人税額に措置法第42条の14第1項《通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額》（震災特例法第17条の4の2第1項《通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により加算された金額がある場合 当該加算された金額の100分の10.3に相当する金額
 - ニ 前課税事業年度の基準法人税額に措置法第42条の14第4項の規定により加算された金額がある場合 当該加算された金額の100分の10.3に相当する金額
 - ホ 前課税事業年度の基準法人税額に措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項《土地の譲渡等がある場合の特別税率》若しくは第63条第1項《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》の規定又は地方法人税法施行令附則第2条第2項第1号《旧規定の適用がある場合における地方法人税の個別帰属額の計算等の特例》に掲げる規定に

より加算された金額がある場合 当該加算さ

れた金額の100分の10.3に相当する金額